

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例
平成 25 年 3 月 19 日
阿南市条例第 2 号

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 3 条)
第 2 章	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第 4 条)
第 3 章	夜間対応型訪問介護(第 5 条)
第 4 章	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護(第 6 条・第 7 条)
第 5 章	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
第 1 節	小規模多機能型居宅介護に係る人員に関する基準(第 8 条—第 14 条)
第 2 節	小規模多機能型居宅介護に係る設備に関する基準(第 15 条・第 16 条)
第 3 節	小規模多機能型居宅介護に係る運営に関する基準(第 17 条—第 20 条)
第 4 節	小規模多機能型居宅介護に係る準用(第 21 条)
第 5 節	介護予防小規模多機能型居宅介護に係る準用(第 22 条・第 23 条)
第 6 章	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
第 1 節	認知症対応型共同生活介護に係る人員に関する基準(第 24 条—第 30 条)
第 2 節	認知症対応型共同生活介護に係る設備に関する基準(第 31 条・第 32 条)
第 3 節	認知症対応型共同生活介護に係る運営に関する基準(第 33 条—第 39 条)
第 4 節	認知症対応型共同生活介護に係る準用(第 40 条)
第 5 節	介護予防認知症対応型共同生活介護に係る準用(第 41 条・第 42 条)
第 7 章	地域密着型特定施設入居者生活介護(第 43 条・第 44 条)
第 8 章	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第 1 節	地域密着型介護老人福祉施設(第 45 条—第 51 条)
第 2 節	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 52 条—第 58 条)
第 9 章	複合型サービス
第 1 節	複合型サービスに係る人員に関する基準(第 59 条—第 65 条)
第 2 節	複合型サービスに係る設備に関する基準(第 66 条・第 67 条)
第 3 節	複合型サービスに係る運営に関する基準(第 68 条—第 71 条)
第 4 節	複合型サービスに係る準用(第 72 条)
第 10 章	雑則(第 73 条—第 75 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる規定に基づき、当該各号に掲げる指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに関する基準その他必要な事項について定めるものとする。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (2) 法第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (3) 法第 78 条の 2 第 1 項 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員
- (4) 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号 法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の申請者の資格
- (5) 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号 法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定の申請者の資格

(定義)

第 2 条 この条例において「指定基準」とは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)をいう。

2 この条例において「予防基準」とは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)をいう。

3 この条例において「指定地域密着型サービス事業者」とは、法第 42 条の 2 第 1 項本文に規定する指定地域密着型サービス事業者をいい、「指定地域密着型サービス」とは、同項本文に規定する指定地域密着型サービスをいう。

4 この条例において「指定地域密着型介護予防サービス事業者」とは、法第54条の2第1項本文に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいい、「指定地域密着型介護予防サービス」とは、同項本文に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。

5 この条例において「指定小規模多機能型居宅介護」とは、指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護をいい、「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とは、指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(当該事業を行うことが確実と見込まれる者を含む。)をいい、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とは、指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。

6 この条例において「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護をいい、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とは、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(当該事業を行うことが確実と見込まれる者を含む。)をいい、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」とは、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。

7 この条例において「指定認知症対応型共同生活介護」とは、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護をいい、「指定認知症対応型共同生活介護事業者」とは、指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(当該事業を行うことが確実と見込まれる者を含む。)をいい、「指定認知症対応型共同生活介護事業所」とは、指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所をいう。

8 この条例において「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(当該事業を行うことが確実と見込まれる者を含む。)をいい、「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」とは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所をいう。

9 この条例において「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」とは、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護をいい、「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」とは、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者をいい、「指定地域密着型特定施設」とは、法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設であって、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。

10 この条例において「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいい、「指定地域密着型介護老人福祉施設」とは、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。

11 この条例において「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」とは、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。

12 この条例において「指定複合型サービス」とは、指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスをいい、「指定複合型サービス事業者」とは、指定複合型サービスの事業を行う者(当該事業を行うことが確実と見込まれる者を含む。)をいい、「指定複合型サービス事業所」とは、指定複合型サービスを行う事業所をいう。

13 この条例において「要介護者」とは、法第7条第3項に規定する要介護者をいい、「要支援者」とは、同条第4項に規定する要支援者をいう。

14 この条例において「利用料」とは、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費又は法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者若しくは他の地域密着型介護予防サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。)若しくは介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければ

ならない。

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(指定基準の準用)

第4条 指定基準第1章の2の規定は、指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業について準用する。この場合において、指定基準第3条の40第2項中「から2年間」とあるのは、「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間」と読み替えるものとする。

第3章 夜間対応型訪問介護

(指定基準の準用)

第5条 指定基準第2章(指定基準第18条において準用する指定基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の31から第3条の36まで、第3条の38及び第3条の39を含む。)の規定は、指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、指定基準第17条第2項中「から2年間」とあるのは、「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間」と読み替えるものとする。

第4章 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

(指定基準の準用)

第6条 指定基準第3章(指定基準第61条において準用する指定基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39及び第12条を含む。)の規定は、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、指定基準第60条第2項中「から2年間」とあるのは、「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間」と読み替えるものとする。

(予防基準の準用)

第7条 予防基準第2章の規定は、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、予防基準第40条第2項中「から2年間」とあるのは、「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 小規模多機能型居宅介護に係る人員に関する基準

(介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護従業者の職務を兼務する場合における当該小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間数)

第8条 第21条において準用する指定基準第63条第10項ただし書の規定により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき介護支援専門員が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の職務を兼務する場合における当該小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間数は、規則で定める時間数を超えないものとする。

(第21条において準用する指定基準第63条第10項ただし書の「利用者の処遇に支障がない場合」の解釈)

第9条 第21条において準用する指定基準第63条第10項ただし書の「利用者の処遇に支障がない場合」とは、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員がその職務を含めて2以下の職務に従事する場合であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が利用者の処遇に支障がないと認めるときをいう。

(介護支援専門員の研修)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき介護支援専門員は、規則で定める介護支援専門員の研修を修了していなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該研修を修了していない介護支援専門員で直近の当該研修を修了することが確実と見込まれるものを指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員とするときは、この限りでない。

(管理者が小規模多機能型居宅介護従業者の職務を兼務する場合における当該小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間数)

第11条 第21条において準用する指定基準第64条第1項ただし書の規定により、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の職務を兼務する場合における当該小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間数は、規則で定める時間数を超えないものとする。

(第 21 条において準用する指定基準第 64 条第 1 項ただし書の「管理上支障がない場合」の解釈)

第 12 条 第 21 条において準用する指定基準第 64 条第 1 項ただし書の「管理上支障がない場合」とは、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者がその職務を含めて 2 以下の職務に従事する場合であって、市長が管理上支障がないと認めるときをいう。

(管理者の資格)

第 13 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、老人デイサービスセンター(同法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設(法第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 29 条第 1 項、第 30 条、第 64 条第 1 号及び第 65 条第 1 号において同じ。)として、認知症(法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。)である者の介護に 3 年以上従事した経験を有する者でなければならない。

2 前項の管理者は、規則で定める管理者の研修を修了していなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の資格)

第 14 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める代表者の研修を修了しているものでなければならない。

第 2 節 小規模多機能型居宅介護に係る設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 15 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備その他の非常災害に際して必要な消防用設備等(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等をいう。第 31 条第 2 項及び第 66 条第 1 項において同じ。)その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 12 条の 2 に規定する防火区画を有する指定小規模多機能型居宅介護事業所については、スプリンクラー設備を設置することを要しない。

3 第 1 項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに通りサービス(指定基準第 63 条第 1 項に規定する通りサービスをいう。第 19 条において同じ。)の利用定員(指定基準第 66 条第 2 項に規定する利用定員をいう。次号ウ及び第 19 条において同じ。)を乗じて得た面積以上とすること。

(2) 宿泊室 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 1 の宿泊室の定員は、1 人とすること。ただし、利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この号及び次項において同じ。)の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとする。

イ 1 の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上としなければならないこと。

ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね 7.43 平方メートルに宿泊サービス(指定基準第 63 条第 5 項に規定する宿泊サービスをいう。第 19 条において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならないこと。この場合において、プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができるものとする。

(3) 浴室 車椅子によるシャワー浴ができる広さであること。

(4) スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備 規則で定める基準を満たすものであること。

4 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、地域との交流を図る場合その他利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(併設等の制限)

第 16 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、規則で定める建物内に指定小規模多機能型居宅介護事業所を設置することができない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、規則で定める施設等の所在する敷地と同一の敷地又は隣接する土地に指定小規模多機能型居宅介護事業所を設置することができない。

第 3 節 小規模多機能型居宅介護に係る運営に関する基準

(利用料以外の費用の受領)

第 17 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第 21 条において準用する指定基準第 71 条第 1 項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービス(指定基準第 63 条第 1 項に規定する訪問サービスをいう。)を提供する場合は、それに要した交通費の額

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 宿泊に要する費用

(5) おむつ代

(6) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する場合に係る費用

(7) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する場合に係る費用

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 次に掲げる費用の額の設定に当たっては、規則で定めるところによる。

(1) 前項第 3 号の食事の提供に要する費用

(2) 前項第 4 号の宿泊に要する費用

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第 1 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第 3 号の食事の提供に要する費用及び同項第 4 号の宿泊に要する費用に係る同意については、文書によるものとする。

(自己評価及び外部評価)

第 18 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、別に市長の定めるところにより、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(定員の遵守)

第 19 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員(指定基準第 66 条第 1 項に規定する登録定員をいう。以下この条において同じ。)並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が認める日数に限り、通いサービス又は宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(1) 登録者(指定基準第 63 条第 1 項に規定する登録者をいう。)の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項に規定する登録者の数及び予防基準第 44 条第 1 項に規定する登録者の数の合計数)が登録定員未満の場合であつて、利用者の様態、希望等により特に通いサービス及び宿泊サービスの利用が必要と市長が認めるとき。

(2) 高齢者の虐待又は支援困難事例への対応その他の理由により市長から利用者の受入れの要請があった場合

(3) 災害、市の事務事業への協力その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合
(市への協力等)

第20条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法第115条の45第1項に規定する地域支援事業(以下「地域支援事業」という。)その他の市の介護保険事業の推進に協力するよう努めなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、高齢者の虐待又は支援困難事例への対応その他の理由により市長から利用者の受入れの要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第4節 小規模多機能型居宅介護に係る準用

(指定基準の準用)

第21条 指定基準第4章(指定基準第88条において準用する指定基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第53条、第55条及び第58条を含み、指定基準第63条第11項、第64条第3項、第65条、第67条第1項から第3項まで及び第5項、第71条第3項から第5項まで、第72条第2項並びに第82条を除く。)の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、指定基準第63条第12項中「前項の別に厚生労働大臣が定める研修」とあるのは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例(平成25年阿南市条例第号)第10条の規則で定める介護支援専門員の研修」と、指定基準第81条第5号中「利用料」とあるのは「利用料、食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用」と、指定基準第85条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する」とあるのは「市長が適当と認める」と、指定基準第87条第2項中「から2年間」とあるのは「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防小規模多機能型居宅介護に係る準用

(この章の準用)

第22条 第8条から第20条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(予防基準の準用)

第23条 予防基準第3章(予防基準第64条において準用する予防基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定を含み、予防基準第44条第11項、第45条第3項、第46条、第48条第1項から第3項まで及び第5項、第52条第3項から第5項まで、第58条並びに第65条第2項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、予防基準第44条第12項中「前項の別に厚生労働大臣が定める研修」とあるのは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例第22条において準用する同条例第10条の規則で定める介護支援専門員の研修」と、予防基準第57条第5号中「利用料」とあるのは「利用料、食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用」と、予防基準第61条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する」とあるのは「市長が適当と認める」と、予防基準第63条第2項中「から2年間」とあるのは「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 認知症対応型共同生活介護に係る人員に関する基準

(計画作成担当者が介護従業者の職務を兼務する場合における当該介護従業者としての勤務時間数)

第24条 第40条において準用する指定基準第90条第5項ただし書の規定により、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)ごとに計画作成担当者とされた者が当該共同生活住居において指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の職務を兼務する場合における当該介護従業者としての勤務時間数は、規則で定める時間数を超えないものとする。

(第40条において準用する指定基準第90条第5項ただし書の「利用者の処遇に支障がない場合」の解釈)

第25条 第40条において準用する指定基準第90条第5項ただし書の「利用者の処遇に支障がない場合」とは、共同生活住居の計画作成担当者とされた者が計画作成担当者としての職務を含めて2以下の

職務に従事する場合であって、当該共同生活住居の管理者が利用者の処遇に支障がないと認めるときをいう。

(計画作成担当者の研修)

第 26 条 共同生活住居ごとに計画作成担当者とされた者は、規則で定める計画作成担当者の研修を修了していなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該研修を修了していない者で直近の当該研修を修了することが確実と見込まれるものを共同生活住居の計画作成担当者(介護支援専門員をもって充てられるものに限る。)とすることは、この限りでない。

(管理者が介護従業者の職務を兼務する場合における当該介護従業者としての勤務時間数)

第 27 条 第 40 条において準用する指定基準第 91 条第 1 項ただし書の規定により、共同生活住居の管理者が当該共同生活住居の介護従業者の職務を兼務する場合における当該介護従業者としての勤務時間数は、規則で定める時間数を超えないものとする。

(第 40 条において準用する指定基準第 91 条第 1 項ただし書の「管理上支障がない場合」の解釈)

第 28 条 第 40 条において準用する指定基準第 91 条第 1 項ただし書の「管理上支障がない場合」とは、共同生活住居の管理者がその職務を含めて 2 以下の職務に従事する場合であって、市長が管理上支障がないと認めるときをいう。この場合において、当該管理者が当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の他の共同生活住居の管理者の職務を兼務する場合における当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者として従事する職務の数は、1 の職務として数えることができる。

(管理者の資格)

第 29 条 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に 3 年以上従事した経験を有する者でなければならない。

2 前項の管理者は、規則で定める管理者の研修を修了していなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の資格)

第 30 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、規則で定める代表者の研修を修了しているものでなければならない。

第 2 節 認知症対応型共同生活介護に係る設備に関する基準

(設備)

第 31 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 又は 2 とする。

2 共同生活住居は、その入居定員(指定基準第 93 条第 2 項に規定する入居定員をいう。第 37 条において同じ。)を 5 人以上 9 人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備その他の非常災害に際して必要な消防用設備等その他利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。第 4 項第 1 号ア及び第 6 項において同じ。)が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として消防法施行規則第 12 条の 2 に規定する防火区画を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所については、スプリンクラー設備を設置することを要しない。

4 第 2 項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 1 の居室の定員は、1 人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とする。イ 1 の居室の床面積は、7.43 平方メートル以上としなければならないこと。

イ 1 の居室の床面積は、7.43 平方メートル以上としなければならないこと。

(2) 浴室 車椅子によるシャワー浴ができる広さであること。

(3) スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備 規則で定める基準を満たすものであること。

5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

6 第2項に掲げる設備は、専ら当該指定認知症対応型共同生活介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、地域との交流を図る場合その他利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(併設の制限)

第32条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、規則で定める建物内に指定認知症対応型共同生活介護事業所を設置することができない。

第3節 認知症対応型共同生活介護に係る運営に関する基準

(入居調整の指針)

第33条 市長は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居への入居を真に必要とする要介護者が速やかに入居できるよう、介護の必要性の程度、家庭環境、地域の福祉環境その他の当該要介護者の置かれている状況から入居の必要性及び緊急性を評価し、入居調整を行うための指針を作成するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の指針に従って入居希望者の入居順位を決定しなければならない。

(利用料以外の費用の受領)

第34条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第40条において準用する指定基準第96条第1項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 家賃

(2) 敷金

(3) 食材料費又は食事の提供に要する費用

(4) 理美容代

(5) おむつ代

(6) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを指定認知症対応型共同生活介護事業者が提供する場合に係る費用

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(自己評価及び外部評価)

第35条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、別に市長の定めるところにより、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第36条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね1月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居に優先して入居することができるようにしなければならない。

(定員の遵守)

第37条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が認める日数に限り、入居定員又は居室の定員を超えて入居させることができる。

(1) 入居者の入院期間を利用して他の利用者に短期利用共同生活介護を利用させた場合において、当該入居者が当該入院期間より短い期間で退院したため一時的に入居定員を超えることとなったとき。

(2) 高齢者の虐待又は支援困難事例への対応その他の理由により市長から入居者の受入れの要請があった場合

(3) 災害、市の事務事業への協力その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合
(非常災害時の備蓄等)

第 38 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害時における指定認知症対応型共同生活介護事業所の運営に必要となる 3 日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

(市への協力等)

第 39 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、地域支援事業その他の市の介護保険事業の推進に協力するよう努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、高齢者の虐待又は支援困難事例への対応その他の理由により市長から入居者の受入れの要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第 4 節 認知症対応型共同生活介護に係る準用

(指定基準の準用)

第 40 条 指定基準第 5 章(指定基準第 108 条において準用する指定基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 34 まで、第 3 条の 36、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 53 条、第 58 条、第 80 条、第 82 条の 2、第 84 条及び第 85 条第 1 項から第 4 項までの規定を含み、指定基準第 90 条第 6 項、第 91 条第 2 項、第 92 条、第 93 条第 1 項から第 5 項まで及び第 7 項、第 96 条第 3 項及び第 4 項、第 97 条第 7 項並びに第 104 条を除く。)の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、指定基準第 102 条第 4 号中「利用料」とあるのは「利用料、家賃、敷金、食事の提供に要する費用」と、指定基準第 107 条第 2 項中「から 2 年間」とあるのは「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間」と、指定基準第 108 条において準用する指定基準第 85 条第 1 項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する」とあるのは「市長が適当と認める」と読み替えるものとする。

第 5 節 介護予防認知症対応型共同生活介護に係る準用

(この章の準用)

第 41 条 第 24 条から第 39 条までの規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(予防基準の準用)

第 42 条 予防基準第 4 章(予防基準第 85 条において準用する予防基準第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 31 条から第 34 条まで、第 36 条から第 38 条まで、第 56 条、第 58 条の 2、第 60 条及び第 61 条を含み、予防基準第 70 条第 6 項、第 71 条第 2 項、第 72 条、第 73 条第 1 項から第 5 項まで及び第 7 項、第 76 条第 3 項及び第 4 項、第 81 条並びに第 86 条第 2 項を除く。)の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、予防基準第 84 条第 2 項中「から 2 年間」とあるのは「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間」と、予防基準第 85 条において準用する予防基準第 61 条第 1 項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する」とあるのは「市長が適当と認める」と読み替えるものとする。

第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(非常災害時の備蓄等)

第 43 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害時における指定地域密着型特定施設の運営に必要となる 3 日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。

(指定基準の準用)

第 44 条 指定基準第 6 章(指定基準第 129 条において準用する指定基準第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 53 条、第 57 条、第 58 条、第 80 条及び第 85 条第 1 項から第 4 項までの規定を含む。)の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、指定基準第 128 条第 2 項中「から 2 年間」とあるのは「の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間」と、指定基準第 129 条において準用する指定基準第 85 条第 1 項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する」とあるのは「市長が適当と認める」と読み替えるものとする。